

第三編 參考資料

§ 1 開発許可技術的基準

一般基準

開発許可申請書及び構造計算等の作成に際しては、下記図書に従うものとする。
なお、下記図書によらず構造計算等を行う場合は、担当者と十分協議すること。

記

道 路 法	道路構造令
河 川 法	河川管理施設等構造令（案）
日 本 道 路 協 会	舗装の構造に関する技術基準・同解説 道路土工各指針 防護柵の設置基準・同解説 道路照明施設設置基準・同解説 道路橋示方書（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ） 鋼道路橋設計便覧
全 日 本 建 設 技 術 協 会	土木構造物標準設計
土 木 学 会	コンクリート標準示方書 プレストコンクリート工法設計施工指針 水理公式集
日 本 河 川 協 会	建設省河川砂防技術基準（案） 防災調整池等技術基準（案） 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）
都 市 公 園 法	都市公園法、同法施行令、同法規則
日 本 水 道 協 会	水道施設設計指針
日 本 下 水 道 協 会	下水道施設計画設計指針
宅地防災研究会	宅地防災マニュアル 宅地防災マニュアルの解説

§ 2 許可申請等の一覧表

行為の内容	根拠法令	許可・申請等の別	窓 口	県の関係課	備 考
1 土地利用の規制（県土保全）					
・線引き都市計画区域における開 発行為で、市街化区域の1,000 ㎡以上、市街化調整区域内のす べての開発行為	都市計画法 第29条	許 可	大 分 市 別 府 市		市街化区域内 及び市街化調 整区域内
・未線引き都市計画区域内及び準 都市計画区域内における3,000 ㎡以上の開発行為	都市計画法 第29条	許 可	土木事務所 (建築担当課) 大 分 市	都市・まちづくり推進課	大分市及び別 府市以外の15 都市計画区域 内及び3準都 市計画区域内
・都市計画区域外における1.0ha 以上の開発行為	都市計画法 第29条第2項	許 可	土木事務所 (建築担当課) 大 分 市 別 府 市	都市・まちづくり推進課	17都市計画区 域外及び3準 都市計画区域 外
・市街化調整区域における開発許 可を受けた土地以外の土地にお ける建築物等の建築等の行為	都市計画法第 29条第1項第 2、3号、第43 条第1項	許 可	大 分 市 別 府 市		大分市及び別 府市の市街化 調整区域内
・風致地区内における建築物の建 築その他工作物の建設、建築物 等の色彩の変更、宅地の造成等、 水面の埋立、干拓、木竹の伐採、 土石の採取	都市計画法第 58条	許 可	大 分 市 別 府 市		指定地域は、 大分市及び別 府市のみ
・都市計画事業の認可の告示があ った後の事業地内の事業施行の 障害となるおそれのある土地の 形質の変更、建築物の建築その 他工作物の建設、移動の容易で ない物件の設置もしくは堆積	都市計画法 第65条	許 可	土木事務所 市 町	都市・まちづくり推進課	都市計画区域 内
・宅地造成工事規制区域内におけ る宅地造成工事又は宅地におい て行う土地の区画形質の変更	宅地造成等規 制法第8条	許 可	大 分 市 別 府 市		大分市及び別 府市の宅地造 成工事規制区 域内
・道路予定地内における土地の形 質の変更、工作物の新・改・増 築若しくは大修繕、物件の付加 増置	道路法第91条	許 可	土木事務所 (管 理 課)	道路保全課	知事が道路管 理者の場合
・漁港区域内における工作物の建 設、改良、土砂の採取、土地の 掘削、盛土、汚水の放流、汚物 の放棄、土地の一部占用	漁港漁場整備 法第39条	許 可	地方振興局 (農山漁村振興部)	漁港漁村整備課	
・海岸保全区域内における土石の 採取、海岸管理者以外の者が する海岸保全施設以外の施設又 は工作物の新設、改築、土地の 掘削、盛土、切土等	海岸法第8条	許 可	土木事務所 (管 理 課) 地方振興局 (農林基盤部) 漁港漁村整備課	河 川 課 港 湾 課 農 村 基 盤 整 備 課 漁 港 漁 村 整 備 課	知事が海岸管 理者の場合
・一般公共海岸区域内における 土砂の掘削、盛土、切土、土砂 採取、工作物の新設、改築	海岸法 第37条の5	許 可	土木事務所 (管 理 課)	河 川 課	知事が海岸管 理者の場合

行為の内容	根拠法令	許可・申請等の別	窓 口	県の関係課	備 考
・河川区域内における土地の占用	河川法 第24条	許 可	土木事務所 (管理課)	河 川 課	知事が河川管 者の場合
・河川区域内における土地の掘削、 盛土、切土、土地の形状変更、 竹木の栽植又は伐採	河川法 第27条	許 可	土木事務所 (管理課)	河 川 課	知事が河川管 者の場合
・河川の流水の方向、清潔、流量、 幅員又は深淺等、河川管理上支 障を及ぼすおそれのある行為	河川法 第29条	許 可	土木事務所 (管理課)	河 川 課	知事が河川管 者の場合
・河川保全区域内又は予定地内 における土地の掘削、盛土又は切 土、その他土地の形状変更、工 作物の新設改築	河川法 第55、57条	許 可	土木事務所 (管理課)	河 川 課	知事が河川管 理者の場合
・河川保全立体区域内又は予定立 体区域内における土地の掘削、 盛土又は切土、その他土地の形 状変更、工作物の新設改築	河川法 第58条の4・6	許 可	土木事務所 (管理課)	河 川 課	知事が河川管 者の場合
・急傾斜地崩壊危険区域内におけ る水を放流、停滞させる行為、 その他水のしん透を助長させる 行為・施設又は工作物の設置又 は改造、のり切、切土、掘さく、 盛土、立木竹の伐採、木竹の滑 下又は地引による搬出、土石の 採取又は集積その他	急傾斜地の崩 壊による災害 の防止に關す る法律第7条	許 可	土木事務所 (管理課)	砂 防 課	
・地すべり防止区域内において地 下水を誘致、停滞させる行為で 地下水を増加させるもの、地表 水を放流、停滞させる行為、の り切又は切土、地すべり防止施 設以外の施設又は工作物の新築 又は改良、その他	地すべり等防 止法第18条	許 可	土木事務所 (管理課) 地方振興局 (農山漁村振興部) (農林基盤部)	砂 防 課 森林保全課 農村整備計画課	
・公有水面埋立地内で竣功認可告 示後10年内の用途変更	公有水面埋立 法第29条	許 可	土木事務所 (管理課) 漁港漁村整備課	河 川 課 港 湾 課 漁港漁村整備課	
・土砂災害特別警戒区域における 許可	土砂災害防止 法	許 可	土木事務所 (管理課)	砂 防 課	
(文化財保護)					
・周知の埋蔵文化財包蔵地での発 掘行為	文化財保護法 第93条	届 出	市町村教育 委員会	文 化 課	
・遺跡を発見した場合	文化財保護法 第96条	届 出	市町村教育 委員会	文 化 課	
・史跡、名勝、天然記念物に關し その現状を変更し又はその保存 に影響を及ぼす行為	文化財保護法 第125、184条、 大分県文化財 保護条例第39 条	許 可	市町村教育 委員会又は 法及び条例 に定める管 理団体	文 化 課	
(環境企画)					

行為の内容	根拠法令	許可・申請等の別	窓 口	県の関係課	備 考
・自然公園内の特別地域内の特別保護地区、海城公園地区内において、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、損傷、鉋物の掘採、土石の採取、広告物の設置等、水面の埋立干拓、土地の開墾、土地の形状変更、高山植物の採取、その他	自然公園法第20、21、22条、大分県立自然公園条例第13条	許 可	自然保護推進室	自然保護推進室	
・自然公園普通地域内において一定規模以上の工作物の新・増・改築、広告物の設置等、水面の埋立干拓、鉋物の掘採、土石の採取、土地の形状変更、その他	自然公園法第33条 大分県立自然公園条例第15条	届 出	自然保護推進室	自然保護推進室	
・自然環境保全地域特別地区内において、工作物の新・改・増築、宅地の造成、土地の開墾、土地の形質の変更、鉋物の掘採、土石の採取、水面の埋立干拓、木竹の伐採、その他	大分県自然環境保全条例第5条	許 可	自然保護推進室	自然保護推進室	
・自然環境保全地域普通地区において、一定規模以上の工作物の新・改・増築、宅地造成、土地の開墾、土地の形質の変更、鉋物の掘採、土石の採取、水面の埋立、干拓、その他	大分県自然環境保全条例第7条	届 出	自然保護推進室	自然保護推進室	
・自然海浜保全地区において、工作物の新・改・増築、土地の形質変更、土石の採取、その他	大分県自然海浜保全地区条例第6条	届 出	自然保護推進室	自然保護推進室	
・沿道景観保全地区内における大規模建築物等の新(増・改)築・移転・外観の変更、土砂の採取、土地の形質変更、その他	大分県沿道の景観保全等に関する条例第10条	届 出	大規模建築物関係及び土地の形質変更は土木事務所 土砂の採取は土木事務所又は地方振興局	都市・まわぐり推進課	
・沿道環境美化地区内における大規模建築物等の新(増・改)築・移転・外観の変更、屋外における物品の集積又は貯蔵	大分県沿道の景観保全等に関する条例第14条	届 出	大規模建築物関係及び土地の形質変更は土木事務所 物品の集積又は貯蔵は保健所	都市・まわぐり推進課	
(農地)					
・農用地区域における開発行為(宅地の造成、土石の採取、土地の形質変更、建築物、工作物の新・改・増築)	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	許 可	市 町 村	水田畑地化・集落営農課	

行為の内容	根拠法令	許可・申請等の別	窓 口	県の関係課	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 農地を農地以外のものにする行為 農地の転用のための権利移転又は権利設定 	農地法第4条 農地法第5条	許 可	市 町 村 (農業委員会)	水田畑地化・集落営農課	大分、別府市の市街化区域はあらかじめ届出が必要 別府市、豊後高田市、豊後大野市及び国東市における2ha超並びに中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、宇佐市、由布市、日出町及び姫島村における4ha超の窓口は水田畑地化・集落営農課
(林業)					
<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画対象民有林内での立木の伐採及び伐採後の造林 	森林法第10条の8	届 出	市 町 村	林務管理課	
<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画対象民有林内での1.0haをこえる開発行為 	森林法第10条の2	許 可	地方振興局 (農山(漁)村振興部)	森林保全課	
<ul style="list-style-type: none"> 保安林及び保安施設地区内において、立木の伐採、土石、樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更 	森林法第34、44条	許 可	地方振興局 (農山(漁)村振興部)	森林保全課	
<ul style="list-style-type: none"> 県緑化地域内において宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更、木竹の伐採 	大分県環境緑化条例第13条	届 出	地方振興局 (農山(漁)村振興部)	森との共生推進室	
<ul style="list-style-type: none"> 県緑化地域、自然公園の区域、保全林の区域等以外の区域において5.0ha以上の宅地造成、遊園地、ゴルフ場、自然動物園の建設、1.0ha以上の墓園、駐車場の建設 	大分県環境緑化条例第20条	届 出	地方振興局 (農山(漁)村振興部)	森との共生推進室	
<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区のうち特別保護地区内において水面の埋立・干拓、立木竹の伐採、工作物の設置 	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条	許 可	地方振興局 (農山(漁)村振興部)	森との共生推進室	
2 土地取引の規制					
<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域2,000㎡以上、その他の都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域外の区域1.0ha以上の土地の売買等 	国土利用計画法第23条	届 出	市 町 村 (都市計画担当課)	都市・まちづくり推進課	
<ul style="list-style-type: none"> 農地及び採草放牧地の権利移転又は権利設定をする場合 	農地法第3条	許 可	市 町 村 (農業委員会)	水田畑地化・集落営農課	
<ul style="list-style-type: none"> 農地及び採草放牧地の転用のための権利移転又は権利設定をする場合 	農地法第5条	許 可	市 町 村 (農業委員会)	水田畑地化・集落営農課	
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の土地を有償で譲り渡そうとする場合 	公有地の拡大の推進に関する法律第4条	届 出	市 町 村	用地対策課	国土利用計画法第23条の届出をした場合不要

行為の内容	根拠法令	許可・申請等の別	窓 口	県の関係課	備 考
・都市計画区域内の土地を地方公共団体等による買取りを希望する場合	公有地の拡大の推進に関する法律第5条	申 出	市 町 村	用地対策課	
・都市計画事業地内の土地、建物等を有償譲渡する場合	都市計画法第67条	届 出	土木事務所 市 町 村	都市・まちづくり推進課	文化財保護法第46条の適用を受けるものは除外
・埋立地の所有権を取得した者が竣功認可告示後10年以内に権利の移転又は認定をする場合	公有水面埋立法第27条	許 可	土木事務所 (管理課) 漁港漁村整備課	河川課 港湾課 漁港漁村整備課	
3 土地利用に伴う工作物等の規制					
・墓地、納骨堂、火葬場の経営、経営廃止及び変更	墓地埋葬等に関する法律第10条	許 可	市 町 村	食品・生活衛生課	
・一般廃棄物処理施設で処理能力1日5t以上のこみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場を設置する場合	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条	許 可	保 健 所	循環社会推進課	
・産業廃棄物処理施設の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものを設置する場合	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	許 可	保 健 所	循環社会推進課	
・温泉の掘削、増掘、動力装置の設置をする場合	温泉法第3条	許 可	保 健 所	自然保護推進室	大分市分は自然保護推進室
・敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積3,000㎡以上の工場又は事業場の新・増設	工場立地法第6、8条	届 出	市 町 村	企業立地推進課	
・専用水道の設置で、水道事業から給水を受けることができない分譲住宅等の水道で一定の条件を備えたものの設置、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道を設置するとき	水道法第32条	確 認	保 健 所	環境保全課	
・水道法の適用を受けるもの及び臨時に施設されたものを除く給水施設で、居住者50人以上100人以下に給水する、学校に給水する、工場、事業場で常時1日50人以上に給水する、その他知事が必要と認めて指定する給水施設を設置する場合	大分県給水施設条例第5条	確 認	保 健 所	環境保全課	
・法に規定するばい煙発生施設及び粉塵発生施設の設置、変更	大気汚染防止法第6、8、18条	届 出	事業場： 保 健 所 工場： 環境保全課	環境保全課	大分市では事業場又は工場については市環境対策課
・法に規定する特定施設の設置、変更及び特定建設作業の実施	騒音規制法第6、8、14条	届 出	市 町 村	環境保全課	
・工場又は事業場から公共用水域へ水を排水するための法に規定する特定施設の設置又は変更（日最大排水量50㎡未満）	水質汚濁防止法第5、7条	届 出	保 健 所	環境保全課	大分市では事業場又は工場については市環境対策課

行為の内容	根拠法令	許可・申請等の別	窓 口	県の関係課	備 考
・工場又は事業場から公共用水域へ水を排水するための法に規定する特定施設の設置又は変更（日最大排水量 50 m ³ 以上（瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける場合は除く））	水質汚濁防止法第 5、7 条	届 出	環 境 保 全 課	環境保全課	大分市では事業場又は工場については市環境対策課
・工場又は事業場から公共用水域へ水を排水するための法に規定する特定施設の設置又は変更（日最大排水量 50 m ³ 以上（瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける場合））	瀬戸内海環境保全特別措置法第 5、7、8 条	許 可	環 境 保 全 課	環境保全課	大分市では事業場又は工場については市環境対策課
・排煙、一般粉塵又は排水を発生し、排出し、又は飛散させることにより、公害を生じさせる恐れがある作業で、規則で定めるもの（特定作業）を行う工場等（特定工場）の設置、変更	大分県生活環境の保全等に関する条例第 8、10 条	届 出	環 境 保 全 課	環境保全課	
・3,000 m ² 以上の土砂等のたい積行為	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第 9 条	許 可	保 健 所	環境保全課	
・有害物質使用特定施設が設置されている工場、事業場の敷地で盛土及び掘削の合計面積が 900 m ² 以上となる土地の形質の変更	土壌汚染対策法第 3 条第 1 項	届 出	保 健 所	環境保全課	大分市分は市環境対策課
・盛土及び掘削の合計面積が 3,000 m ² 以上の土地の形質の変更	土壌汚染対策法第 4 条	届 出	保 健 所	環境保全課	大分市分は市環境対策課
・都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内においての建築物の建築	都市計画法第 53 条	許 可	市 町 土木事務所	都市・まちづくり推進課	都市計画区域内のみ
・一般公共の用に供する面積が 500 m ² 以上の有料駐車場の設置	駐車場法第 12 条	届 出	市 町 (都市計画担当課)	都市・まちづくり推進課	都市計画区域内のみ
・臨港地区内において、運河、用排水渠の建設、改良、工場、事業場敷地内の廃棄物処理施設の建設、改良、床面積 2,500 m ² 以上又は敷地面積 5,000 m ² 以上の工場、事業場の新增設、その他政令で定める施設の建設、改良	港湾法第 38 条の 2	届 出	土 木 事 務 所 (管 理 課)	港 湾 課	知事が港湾管理者の場合
・海岸保全区域内において海岸保全施設以外の施設又は工作物を設置する海岸保全区域内の占用	海岸法第 7 条	許 可	土 木 事 務 所 (管 理 課) 地方振興局 (農林基盤部) 漁港漁村整備課	河 川 課 港 湾 課 農村基盤整備課 漁港漁村整備課	知事が海岸管理者の場合
・一般公共海岸区域内において施設又は工作物を設置する一般公共海岸区域内の占用	海岸法第 37 条の 4 条	許 可	土 木 事 務 所 (管 理 課)	河 川 課	知事が海岸管理者の場合
・河川区域内において、土石、砂の採取、竹木、あし、かや、その他これらに類するものの採取	河川法第 25 条	許 可	土 木 事 務 所 (管 理 課)	河 川 課	知事が河川管理者の場合
・河川区域内の土地における工作物の新築改築又は除去	河川法第 26 条	許 可	土 木 事 務 所 (管 理 課)	河 川 課	知事が河川管理者の場合

§ 3 日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
A 農業・林業	01 農 業	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業	法第 29 条第 2 号に該当する。
	02 林 業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）、林業サービス業、その他の林業	〃
B 漁 業	03 漁 業	海面漁業、内水面漁業	〃
	04 水産養殖業	海面養殖業、内水面養殖業	〃
C 鉱業・砕石・砂利採取業	05 鉱業、砕石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る）、その他の鉱業	法第 34 条第 2 号に該当する。
D 建設業	06 総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業	
	07 職別工事業	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業	
	08 設備工事業	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業（さく井工事業を除く）、機械器具設置工事業、その他の設備工事業	
E 製造業	09 食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、×パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業	×印を除いて法第 34 条第 4 号に該当する場合がある。
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	×清涼飲料製造業、×酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業、	〃
	11 繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	
	12 木材・木製品製造業	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業、その他の木製品製造業	
	13 家具・装備品製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業	
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
	15 印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業	
	16 化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業	
	17 石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業	
	18 プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）、その他のプラスチック製品製造業	
19 ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業		

大分類	中分類	小分類	備考
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、工業用革製品製造業（手袋を除く）、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業	
	21 窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、○セメント・同製品製造業、○建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、○耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業	○印は法第 34 条第 2 号に該当する場合がある。
	22 鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼王延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業	
	23 非鉄金属製造業	非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬（非鉄金属合金製造業を含む）・精製業、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業	
	24 金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業	
	25 はん用機械器具	ボイラ・原動機製造機、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部品製造業、	
	26 生産用機械器具製造業	農業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業	
	27 業務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29 電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業	
	30 情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、	
	31 輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	
	32 その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連製造業、時計・同部品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、その他に分類されない製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	電気業	
	34 ガス業	ガス業	
	35 熱供給業	熱供給業	
	36 水道業	上水道業、工業用水道業、下水道業	
G 情報通信業	37 通信業	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業	

大分類	中分類	小分類	備考
	38 放送業	公共放送業、民間放送業、有線放送業、	
	39 情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、市場調査・世論調査・社会調査業	
	40 インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業	
	41 映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業、	
H 運輸業	42 鉄道業	鉄道業	
	43 道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の旅客自動車運送業	
	44 道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業	
	45 水運業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業	
	46 航空運送業	航空運送業、航空機使用業	
	47 倉庫業	倉庫業、冷蔵倉庫業、	
	48 運輸に附随するサービス業	港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附随するサービス業	
	49 郵便業	郵便業（信書便事業を含む）	
I 卸売・小売業	50 各種商品卸売業	各種商品卸売業	法第 34 条第 1 号に該当せず。
	51 繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業	〃
	52 飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業	〃
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物、鉄鋼製品卸売業、非金属材料卸売業、再生資源卸売業	〃
	54 機械器具卸売業	産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業	〃
	55 その他の卸売業	家具・建具・住器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品、他に分類されない卸売業	〃
	56 各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業	
	58 飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業	
	59 機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業（中古を除く）	
60 その他の小売業	家具・建具・畳小売業、住器小売業、医療品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機、時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業		
J 金融・保険業	61 無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業	
	62 銀行・信託業中小企業等金融	中央銀行、銀行	
	63 協同組織金融業	中小企業金融機関、農林水産金融機関	

大分類	中分類	小分類	備考
	64 貸貸業、クレジットカード業等非預金信用機関	貸貸業・質屋・クレジットカード業、割賦金融業・その他の非預金信用機関	
	65 金融商品取引業、商品先物取引業	金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業	
	66 補助的金融業等	補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業	
	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	生命保険業、損害保険業、共済事業、小額短期保健業、保険媒介代理業、保険サービス業	
K 不動産業	68 不動産取引業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業	
	69 不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業	
	70 物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会科学研究所	
	72 専門サービス業	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業	
	73 広告業	広告業	
	74 技術サービス業	獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業	
I 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	
	76 飲食店	食堂・レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店	
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業	法第 34 条第 1 号に該当する場合がある。
	80 娯楽業	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場、その他の娯楽業	
O 教育、学習支援業	81 学校教育	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高校教育機関、専修学校、幼保連携型認定こども園、各種学校、学校教育支援機関	法第 34 条第 1 号に該当する場合がある。
	82 その他の教育、学習支援業	社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業	
P 医療、福祉	83 医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業	
	84 保健衛生	保健所、健康相談施設、その他の保健衛生	
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉業、老人福祉・介護事業、障害福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業	法第 34 条第 1 号に該当する場合がある。

大分類	中分類	小分類	備考
Q 複合サービス事業	86 郵便局	郵便局、郵便局受託業	
	87 協同組合(他に分類されないもの)	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)、事業協同組合(他に分類されないもの)、	
R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業	
	89 自動車整備業	自動車整備業	
	90 機械等修理業(別掲を除く)	機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業	
	91 職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業、労働者派遣業	
	92 その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写機、建設サービス業、警備業、コールセンター業、他に分類されない事業サービス業	
	93 政治、経済、文化団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体	
	94 宗教	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教	法第34条第14号に該当する場合がある。
	95 その他のサービス業	集会場、と畜場、他に分類されないサービス業	
S 公務(他に分類されないもの)	96 外国公務	外国公館、その他の外国公務	
	97 国家公務	立法機関、司法機関、行政機関	法第34条の2に該当する
	98 地方公務	都道府県機関、市町村機関	法第34条の2に該当する。
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業	分類不能の産業	

注) 今表は第13回改訂(平成26年4月施行)日本標準産業分類です。申請時には、最新の産業分類を参照するようにしてください。

備考欄に該当及び前例等を標記していますが、不明な点は担当窓口にお問い合わせください。

§ 4 宅地造成等規制法について(参考)

現在は宅地造成及び特定盛土規制法と改定されているが、新たな規制区域の指定まで旧法が適用される。

目次

はじめに	P213
1 宅地造成工事規制区域	P213
(1) 宅地造成工事規制区域の指定	
(2) 許可の対象となる行為等	
(3) 宅地の保全、勧告・改善命令	
2 工事の許可申請について	P215
(1) 許可申請に必要な書類	
(2) 許可申請書の整備	
(3) 許可申請の記入要領	
(4) 申請書類提出先及び工事完了までの経過	
(5) 添付図面整備要領	
3 宅地造成に関する工事の計画を変更する場合の注意事項	P220
4 許可申請書記載例	P221
5 工事中の届出などについて	P224
6 工事の完了検査について	P226
7 工事の施工について	P227
8 宅地造成申請手数料	P228
9 土地使用承諾書・宅地造成工事の施行に伴う隣接地所有者との境界の確認の報告書	P229
10 大分県宅地造成工事規制区域	P231
11 造成宅地防災区域	P232
(1) 造成宅地防災区域の指定	
(2) 宅地の保全、勧告・改善命令	

はじめに

この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とします。

1 宅地造成工事規制区域

(1) 宅地造成工事規制区域の指定

知事等（政令市・中核市・特例市の長を含む）は、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができます。

平成9年4月1日から大分市は「中核市」に指定されましたので、指定権者は大分市長になりました。大分市以外の区域については、大分県知事が指定権者です。

大分県については、昭和43年6月17日（建設省告示第1628号）をもって大分市、別府市の丘陵地帯15,221.60ヘクタールを規制区域として指定しています。

この規制区域内において宅地造成に関する工事等を行なおうとするときは本法の規定が適用になります。規制を受ける区域は下表の通りです。

市名		規制区域		市全域面積 B	A/B×100
		面積	計 A		
別府市	1	A 4,423.4 ha	4,423.4 ha	12,534 ha	35.3 %
大分市	2	B 2,881.3 ha	10,798.2 ha	50,239 ha	21.5 %
		C 7,916.9 ha			
計			15,221.6 ha		

※宅地造成工事規制区域については、末尾（10. 大分県宅地造成工事規制区域）の地図を参照してください。

各区域の詳細については、大分市開発建築指導課開発指導室及び別府市建設部都市計画課の各窓口で確認することができます。なお、大分市の区域については、大分市ホームページ内のおおいたマップにて検索することもできます。（県庁都市・まちづくり推進課にも規制区域図を保管していますので、区域を確認することは可能です。）

(2) 許可の対象となる行為等

○許可の申請

新たに宅地造成工事を行なおうとするとき、造成主は着工前に所定の様式の許可申請で知事の許可を受けなければなりません。ただし、開発許可申請と重複する場合については当該許可の申請は必要ありません。

許可申請に際しては、条例で定める額の手数料（8. 宅地造成申請手数料参照）を納付しなければなりません。

○許可申請窓口

別府市・・・別府市役所建設部都市計画課

大分市・・・大分市役所都市計画部開発建築指導課

○許可を必要とする工事

①宅地造成工事規制区域内の土地で、次のいずれかに該当する宅地造成に関する工事を行う場合には、知事等（大分市長、別府市長）の許可が必要です。

(イ) 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの（施行令第3条第1号）

(ロ) 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの（施行令第3条第2号）

(ハ) 切土と盛土を同時に行う場合で、盛土は1m以下でも切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの（施行令第3条第3号）

(ニ) (イ) (ロ) (ハ) に該当しない切土又は盛土であって、切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（施行令第3条第4号）

②切土又は盛土し(イ) (ロ) (ハ) の土地の部分に生ずる「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

○届出を要する事項

- ①宅地造成工事規制区域の指定の際、その区域内において宅地造成に関する工事を施工しているときは、指定の日から21日以内に知事等（大分市長、別府市長）に届出なければなりません。（法第15条第1項、施行規則第29条、別記様式5）
- ②宅地造成工事規制区域内の宅地において、次の工事を施工するときは、工事に着手する日の14日前までに知事等（大分市、別府市）に届出なければなりません。（法第15条第2項、施行規則第29条、別記様式6）
 - (イ) 高さが2mを超える擁壁の全部又は一部の除却
 - (ロ) 雨水その他の地表水を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却
- ③宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用したときは、転用した日から14日以内に知事等（大分市、別府市）に届出なければなりません。（法第15条第3項、施行規則第29条、別記様式7）

○設計者の資格を必要とする工事（法第9条第2項）

- (イ) 高さが5mをこえる擁壁の設置（施行令第16条第1号）
- (ロ) 切土または盛土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置（令第16条第2号）

○工事の技術的基準（法第9条第1項）

知事等（大分市長、別府市長）は、宅地造成工事の計画が、施行令等で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければ許可をしてはならない。

○工事完了の検査（法第13条、施行規則第27条）

造成主は、工事を完了したときは、技術的基準に適合しているかどうかについて知事等（大分市長、別府市長）の検査を受け、合格（完了検査済証を受領）しなければ使用、分譲してはならない。

(3)宅地の保全、勧告・改善命令

○監督処分（法第14条）

知事等（大分市長、別府市長）は、許可を受けずに工事を行なっている者や、技術的基準に適合しない工事を行なっている者に対して工事の施行の停止を命じ、また、許可や工事完了検査を受けずに工事が行なわれた宅地に対して宅地の使用の禁止、制限を命じることができ、さらに擁壁や排水施設の設置など災害防止のため必要な措置を命じることができる。

○勧告、改善命令（法第17条）

知事等（大分市長、別府市長）は、規制区域内における既存の宅地（S43.6.17までに造成済みの宅地を含む。）などについては、擁壁または排水施設が設置されていないか、または不完全であるため危険である場合には、必要な措置をとることを勧告することができる。さらに災害発生のおそれがいちじるしいときには改善命令の措置をとることができる。

○その他

上記のほか、代執行の規定、規定違反者に対する罰金懲役の規定などがある。

2 工事の許可申請について

(1) 許可申請に必要な書類

順序	書類名	内容
1	宅地造成に関する工事の許可申請書	宅地造成等規制法施行規則第4条に定める様式による。
2	設計者の資格を証明する書類	履歴書、最終校の卒業証明書、研修終了証書の写など
3	申請者と申請地にかかる土地との関係を証明する書類	(1) 申請者所有の土地に宅地造成する場合 ア 登記簿謄本 イ 字図 (2) 申請者所有以外の土地に宅地造成する場合 ア 登記簿謄本 イ 字図 ウ 土地使用承諾書 (宅地造成等規制法施行細則第4条に定める様式による。また承諾書に押印した権利者は、承諾印の印鑑証明書一部を申請書に添付すること。)
4	工事工程表	
5	その他添付書類	保安林、農地転用、自然公園、砂防指定地、指定文化財、道路、河川など関係官公署の許認可を得ている場合、その写
6	境界の確認の報告書	土地の境界を明確にするため、隣地の土地所有者と境界の確認をしてください。 なお、この確認の際に造成工事の内容を説明するものとする。境界の確認については、別記様式により行い申請書に添付する。
7	特殊構造物に伴う意見書	宅地造成をする付近に特殊構造物の施設がある場合は、その管理者の意見書を添付すること。(例えば宅地造成にする付近に高圧線の鉄塔がある場合には九電の意見書)
8	上水計画	分譲宅地については、将来当然上水道が必要になるので、上水道計画の概略を添付すること。
9	添付図面	NO、1 位置図 NO、2 地形図 NO、3 土地利用計画平面図 NO、4 造成計画平面図 NO、5 排水施設平面図 NO、6 防災計画平面図 NO、7 計画縦断面図 NO、8 // 横断面図 NO、9 擁壁構造図 NO、10 その他土留構造図 NO、11 排水施設構造図 NO、12 がけの断面図 NO、13 丈量図 NO、14 構造計算書 NO、15 流量 // NO、16 安定 // NO、17 現況写真 NO、18 許可後の注意事項

(2) 許可申請書の整備

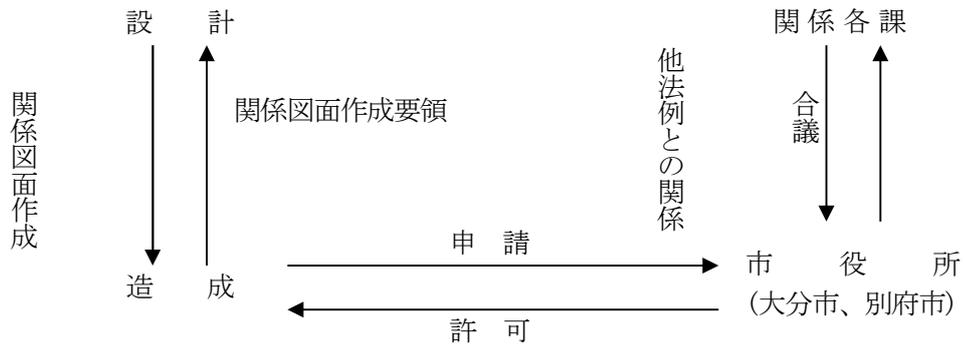
- ①申請書類は、上記の順序に従って正本一通、副本一通、計二通作成してください。
- ②図面は、「添付図面整備要領」に基づき作成し、一括して図面袋に入れておいて下さい。
- ③図面袋には、納入図面の整理番号と図面書名を表に書いてください。
- ④各図面(折りたたみ済のもの)の表に整理番号および図書名を記入してください。

(3) 許可申請者の記入要領

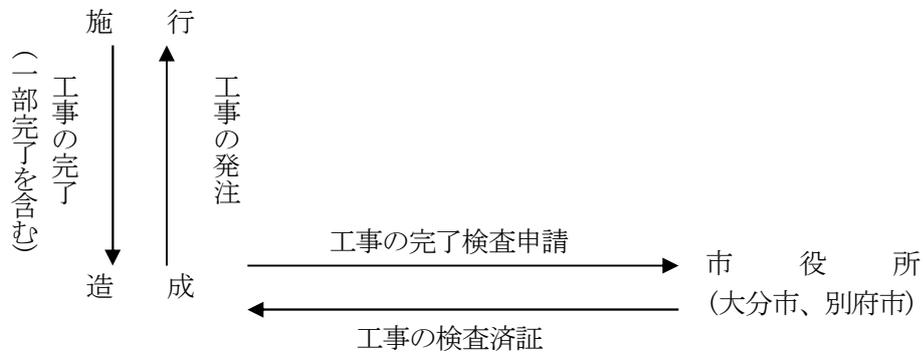
- 申請者氏名欄
 - ・代表者が決定できず申請者が多数となる場合は別紙に記入してください。
- 1 欄 造成主住所氏名
 - ・多数で記載できないときは、上記に準じ別紙に記入してください。
- 2 欄 設計者住所氏名
 - ・設計者に資格が必要なときは、番号を○で囲み、資格を証明する資料を添付してください。
- 3 欄 工事施行者住所氏名
 - ・未定のときは、決定後工事着工前に届け出てください。
- 5 欄 宅地の面積
 - ・許可申請に関連ある宅地の総面積であって、切土盛土を行なわない道路、法面等を含みます。
 - ・平方メートル未満の端数は切り上げて下さい。
- 6 欄イ 切土または盛土をする土地の面積
 - ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち宅地造成である切土または盛土をする宅地の面積であり、手数料の額の対象となります。
 - ・実測の面積としてください。
 - ・平方メートル未満の端数は切り上げてください。
- 6 欄ロ 切土又は盛土の土量
 - ・立方メートルの端数は切り上げてください。
- 6 欄ハ 擁壁
 - ・鉄筋コンクリート造擁壁の場合には、必ず構造計算書を添付してください。
 - ・擁壁には図面と照合できるように必ず記号と番号をつけてください。
- 6 欄ニ 排水施設
 - ・排水施設には図面と照合できるように必ず記号と番号をつけてください。
 - ・排水施設を設置する場合は、管渠の勾配、断面積及び計画流出量を算定した計算書を添付してください。
- 6 欄ホ 工事着手予定年月日
 - ・許可による日数を考慮して、着手予定日を記入してください。
- 6 欄ヘ 工程の概要
 - ・別に工程表を添付すること。
- 7 欄 その他必要な事項
 - ・保安林、農地、自然公園、砂防指定地、指定文化財、道路、河川など関係官公署の許認可の手続き状況を記入してください。

(4) 申請書提出先及び工事完了までの経過

◎ 許可になるまでの経過



◎ 許可後、工事完了までの経過



注 造成主は工事の施工中は法第 18 条又は施行規則 10 条に従い工事の進行状況を報告すること。

(5) 添付図面整備要領

図面の種類	縮 尺	明示すべき事項	備 考
位置図	$\frac{1}{10,000}$ 以上	1 方位 2 道路・河川・人家・公共施設その他目標となる地物 3 集水区域 4 流未処理河川等	
地形図	$\frac{1}{2,500}$ 以上	1 方位 2 目標となる建物・施設・地物 3 標高差 2m の等高線及び B・M の位置と高さ 4 宅地境界線 5 等高線の記入は標準として宅地境界線外 50m として必要に応じ拡大 6 縦横断線の位置とその符号	
土地利用計画平面図	$\frac{1}{1,000}$ 以上	1 方位 2 宅地境界線 3 公共施設の位置、形状、面積及び種類 4 予定建築物等の敷地の形状、面積 5 公共施設の位置及び種類	
造成計画の平面図	$\frac{1}{1,000}$ 以上	1 方位 2 宅地境界線 3 縦横断線の位置と符号 4 切土又は盛土する土地の部分 5 各ブロックの計画高及び道路主要点の計画高 6 がけ・擁壁・埋設構造物については、その位置、種別及び寸法並びに構造図及び凡例との照合記号 7 排水施設の位置 8 凡例	4 の切土・盛土の部分は色分けとする。 道路指定との関係上利用計画を入れる。
排水施設平面図	$\frac{1}{500}$ 以上	1 排水施設の位置・種別・材料・形状内のり寸法勾配延長及び流水方向並びに吐口位置及び放流先の名称 2 場内外の集水状況を示す流水の方向 3 集水系統ブロック別の色分け 4 放流先排水路の断面及び寸法 5 凡例(排水溝造物種別の色分け)	
防災計画平面図	$\frac{1}{500}$	1 雨期における土工進捗状況(切土・盛土を色分け) 2 防災施設状況(土留柵・擁壁・えん堤仮排水路等の位置及び寸法)	
計画縦断面図	縦 $\frac{1}{100}$ 横 $\frac{1}{500}$ 以上	1 測点 2 単距離 3 追加距離 4 地盤高 5 計画高 6 切土・盛土の量 7 勾配 8 D・L 線 9 地盤高(細線)計画高(太線)をプロットしたもの	1 については、測点距離は標準として 20m としその間高低差の著しい箇所にはプラス杭を設置

図面の種類	縮 尺	明示すべき事項	備 考
計画横断面図	$\frac{1}{100}$ $\frac{1}{500}$	1 測点番号 2 縦断線の位置及び記号 3 地盤高状況(綫線)及び土質の種別 4 計画高状況(太線で記入し各ブロックの計画高をあわせ記入) 5 土羽勾配	区域外の地形も含んだ断面図を少なくとも一区画一断面作成する。特に周囲の人家裏等の防災上重要な場所については、別に断面図を作成する。
擁壁構造図	$\frac{1}{50}$ 以上	1 練石積み擁壁構造について イ 擁壁のり勾配及び高さ ロ 石材寸法 ハ 裏込めコンクリートの品質及び寸法(天端・地盤面・基礎位置) ニ 基礎構造・材料・品質寸法 ホ 透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤状況及び土質並びに天端盛土・土羽勾配及び高さ 2 鉄筋コンクリート擁壁構造について イ 擁壁寸法(正面図・断面図等の作成) ロ 使用コンクリートの品質 ハ 鉄筋寸法及びかぶり寸法(配筋図・鉄筋加工図及び鉄筋表等の作成) ニ 施工目地及び伸縮目地の位置・構造及び寸法 ホ 基礎構造の種別及び寸法 ヘ 透水層の位置・構造寸法 ト 擁壁を設置する前後の地盤面及び土質 なお、天端より土羽を打った場合はその勾配及び寸法 チ 水抜孔の構造、品質及び寸法 3 無筋コンクリート擁壁その他構造は、1及び2に準ずる。	
その他土留構造図	$\frac{1}{50}$ 以上	前段に準ずる。 1 排水施設構造詳細図(開・暗・盲・落差工・人孔・雨水桝吐口等) 2 幹線配水路縦断面(縦S=1/100、横は平面図と同)	
がけの断面図	$\frac{1}{50}$ 以上	1 切取及び盛土法面の勾配寸法の保護の工法 2 法面の小段の位置・大きさ・排水方法 3 がけの高さ、勾配及び土質	
丈量図	$\frac{1}{600}$ 以上	切土又は盛土をする土地の面積(申請書6欄イ)を実測計算してください。	
構造計算書		擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
流量計算書		排水溝及び管渠の勾配、断面積及び計画流出量を算定した計算書	
安定計算書		施行令第5条第2項の規定により、がけ面を擁壁でおおわない場合は、土質試験により計算した安定計算書	

3 宅地造成に関する工事の計画を変更する場合の注意事項

- (1) 工事の途中で工事の計画を変更するときは、法第 12 条第 1 項による変更許可を申請しなければなりません。ただし、次の例のような場合の変更は、変更許可ではなく届出となります。
 - イ 造成主、設計者又は工事施行者の変更
 - ロ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- (2) 前項の軽微な変更を行なう場合は、施行細則第 6 条の第 5 号様式にて届け出ること。ただし、やむを得ず変更届を提出する前に工事に着手しようとするときは、あらかじめ大分市、別府市と協議すること。
- (3) 前項の軽微な変更を行なった場合は、完了検査申請の際、最終的な図面(変更に係る図面)を提出すること。

4-1 許可申請書

㊟

宅地造成に関する工事の許可申請書

設計書に資格が必要なときは番号を○で囲み、資格を証明する資料を添付して下さい。

宅地造成等規制法第8条第1項の規定により許可を申請します 令和 年 月 日		法人等の団体の場合は代表者の印を押してください。		※手数料欄		
大分市長、別府市長 殿		代理人		申請者 氏名 大 分 太 郎		
1 造成主住所 氏名	住所 氏名	別 府 次 郎		電話 536-1111		
2 設計者住所 氏名	大分市大手町	一級建築士(登録0123) 大 分 三 郎		電話 536-2222		
3 工事施行者住所 氏名	大分市大手町	●●建設株式会社(登録(4)567) 別 府 四 郎		電話 536-3333		
4 宅地の所在地及び地番	大分市浜1234番地					
5 宅地の面積	155,555 平方メートル					
6 工事の概要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル 立法メートル		未満の端数は切り上げて下さい		
	ロ 切土又は盛土の土質	切 土	27,000 平方メートル			
		盛 土	15,000 平方メートル			
	ハ 擁 壁	鉄筋コンクリート造擁壁の場合には必ず構造計算書を付けて下さい。	番 号	構 造	高 さ	延 長
			R1	鉄筋コンクリート造	7~8メートル	13メートル
			R2	—	4~6メートル	15メートル
			K1	間知石積造	3 ~ 4	20メートル
	ニ 排 水 施 設	擁壁と排水施設には図面と照合出来るように必ず記号と番号を付けて下さい。	K2	—	4 ~ 5	14メートル
			O1	大谷石練積造	3	20メートル
	要	記入しない欄は斜線を引いて下さい。	番 号	種 類	内 の り 寸 法	延 長
U			U 型 側 溝	24×24センチ	350メートル	
C			横 断 暗 渠	24×24センチ	30メートル	
G			雨 水 桝	45×45センチ	22ヶ	
P			鉄筋コンクリート管	30センチ	200メートル	
ホ かけ面の保護の方法	NO,1 のがけ 切土 勾配45° 高さ5メートル 石張 NO,2 " " " 50° " 3 " 植生 NO,3 " 盛土 " 30° " 3 " 張芝 しがらみ					
ヘ 工事中の危害防止のための措置	記載例 1 土俵堰堤仮排水施設を設け、土砂の流出を防止する。なお、R1 擁壁部分の切土及び擁壁工事は櫛型工法により施工する。 2 別添防水計画書のとおり					
ト そ の 他 の 措 置	3 図Aの部分についてはサンド・パイル工法又はコンポーザー工法により地盤改良を行う					
チ 工事着手予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日					
リ 工事完了予定年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日					
ヌ 工 程 の 概 要	別添工程表のとおり					
7 その他必要な事項	1 公道水路については用途廃止手続中 2 水道工事等施工承認申請書出中 3 道路の位置指定については別途申請予定 4 風致地区内行為については許可済 5 農地転用については許可済 6 公道との境界については許可済 7 隣地地主の承諾済					
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※許可にあたって付した条件		※ 許 可 番 号 欄		
年 月 日				年 月 日		
第 号				第 号		
係 員 氏 名				係 員 氏 名		

4-2 変更許可申請書

第4号様式

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。				※手数料欄	
年 月 日					
大分県知事 殿					
申請者 氏名					
1 宅地の所在及び地番					
2 宅地の面積		平方メートル			
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地 の面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切 土	立法メートル		
		盛 土	立法メートル		
	ハ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ニ 排水施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				センチメートル	メートル
	ホ 崖面の保護の方法				
ヘ 工事中の危害防止のため の措置					
ト その他の措置					
チ 工程の概要					
4 宅地造成に関する工事の許可 番号		年 月 日 指令 () 第 号			
5 変更の理由					
6 その他必要な事項					
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※変更許可にあたって附 した条件	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係 員				係 員	

4-3 変更届出書

第5号様式

宅地造成に関する工事の変更届

年 月 日			
大分県知事 殿			
住所			
造成主			
氏名			
法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地			
宅地造成等規制法第12条第2項の規定により、下記のとおりお届けします。			
記			
造成主 設計者 工事施工者の変更 (住所氏名変更)	新	住所	
		氏名	
	旧	住所	
		氏名	
工事の着手予定年月日 工事の完了予定年月日 の変更	新	令和 年 月 日から	
		令和 年 月 日まで	
	旧	令和 年 月 日から	
		令和 年 月 日まで	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
土地の所在地			
変更の理由			

注 1 設計者に変更を生じた場合で、許可工事に資格を有する者の設計によらなければならない工事を含まれる場合には、資格を有することを証明することができる資料を添付すること。

2 不用な文字は、まつ消すること。

5 工事中の届出などについて

許可を受けた工事については、次のような変更がある場合には、所定の届出を行なってください。

事 項	書 類 名	提出枚数
1. 造成主または工事施工者の住所または氏名の変更及び工期の変更があったとき	宅地造成に関する工事変更届	2
2. 工事を中止、廃止または、中止した工事を再開したとき	許可工事の期間の中止(再開 廃止)届	2
3. 工事の一部完了の検査を受けようとするとき	宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書	2

該当するときは、前もって大分市、別府市へご相談ください。

許可工事の期間の中止（再開、廃止）更届

年 月 日	
大分県知事 殿	
住所	
造成主	
氏名	
法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
宅地造成等規制法施行細則第6条の2の規定により、下記のとおりお届けします。	
記	
届出の内容及び理由	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
土地の所在地	

6 工事の完了検査について

(1) 許可を受けた工事が完了したとき、次の書類を提出して検査を受けてください。

- ① 宅地造成に関する工事の完了検査申請書 1部
- ② 写真 //
- ③ その他資料 //

(2) 写真撮影は、完成後、外部より検査困難な箇所の形状、寸法並びに施工状況について撮影記録し完了検査の際の資料とします。

写真の撮影時、方法等については、「工事の施行について」を参照してください。

(3) その他資料は、工事に行なった各種のデータ、例えば、コンクリートの強度試験表、基礎地盤試験表など。

7 工事の施工について

1. 工事施工に伴う注意事項

① 標識の設置

工事着手の日から完了の日までに、下記様式による標識を工事現場の見やすい所に設置してください。

許 可 標 識		大分市、別府市	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日 第 号
造 成 主 の 住 所 及 び 氏 名	住所		
	氏名		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	住所		
	氏名		
現 場 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	住所		
	氏名		
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	住所		
	氏名		
建 設 業 登 録	年	月	日 第 号
工 事 の 期 間	年	月	日から 年 月 日まで
工 事 の 場 所			

注 縦80センチメートル、横100センチメートルとする。

- ② 公共施設を不法に使用しないこと。
- ③ 相隣関係の問題は工事着手前に必ず解決してください。
- ④ 許可工事の擁壁、排水施設の構造物又は切盛土が次の工程に達したときは、下記の状況を明らかにした資料に写真を添えて報告してください。

ア 床掘りが完了したとき。	寸法、形状及び位置
イ 基礎工事がおよそ2分の1に達したとき。	//
ウ 配筋が完了したとき。	寸法及び位置
エ 躯体工事がおよそ2分の1に達したとき。	断面及び背面の寸法 形状及び位置
オ 切盛土をする土地の旧地盤のすべり防止工が完了したとき。	形状及び位置
- ⑤ 保安林、農地転用、道路、河川、砂防等、その他の法令の取り締りに関連する場合には必ず着手前に監督官庁に所定の手続を取ること。
- ⑥ 工事が完了した時は、必ず完了検査申請書を提出して、検査済証を受けてください。

ア 工事着手前、工事完了後及び工事中的の写真
イ 工事中心に行なった各種のデータ

8 宅地造成申請手数料

(H18.9.30改訂)

切土又は盛土をする土地の面積				手数料の額
500	平方メートル以内のもの			12,000 円
500	平方メートルを超え	1,000	平方メートル以内のもの	21,000 円
1,000	〃	2,000	〃	31,000 円
2,000	〃	5,000	〃	47,000 円
5,000	〃	10,000	〃	67,000 円
10,000	〃	20,000	〃	110,000 円
20,000	〃	40,000	〃	170,000 円
40,000	〃	70,000	〃	250,000 円
70,000	〃	100,000	〃	340,000 円
100,000	平方メートルを超えるもの			420,000 円
変更許可手数料				
<p>変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した金額</p> <p>① 宅地造成工事の設計の変更(②のみに該当する場合を除く。)については、宅地造成区域の面積(②に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の宅地造成区域の面積、宅地造成区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の宅地造成区域の面積)に応じ宅地造成工事許可申請手数料に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>② 新たな土地の宅地造成区域への編入に係る宅地造成工事の計画の変更については、新たに編入される宅地造成区域の面積に応じ宅地造成工事許可申請手数料に規定する額</p> <p>③ ①又は②以外の変更については、10,000 円</p> <p>*上記により算定した金額が 420,000 円を超えるときは、その金額は、420,000 円とする。</p>				

9-1 土地使用承諾書

第3号様式

土地 使用 承諾 書

年 月 日	
殿	
住所	
土地所有者	
氏名	
印	
私の所有する土地を下記のとおり使用することを承諾します。	
記	
土地の所在地	
使用する土地の範囲	
使用の内容	

備考 承諾書に押印した権利者は、承諾印の印鑑証明書（原本）一部を申請書に添付すること。

9-2 宅地造成工事の施行に伴う隣接地所有者との境界の確認の報告書

別記様式

宅地造成工事の施行に伴う隣接地

所有者との境界の確認の報告書

殿

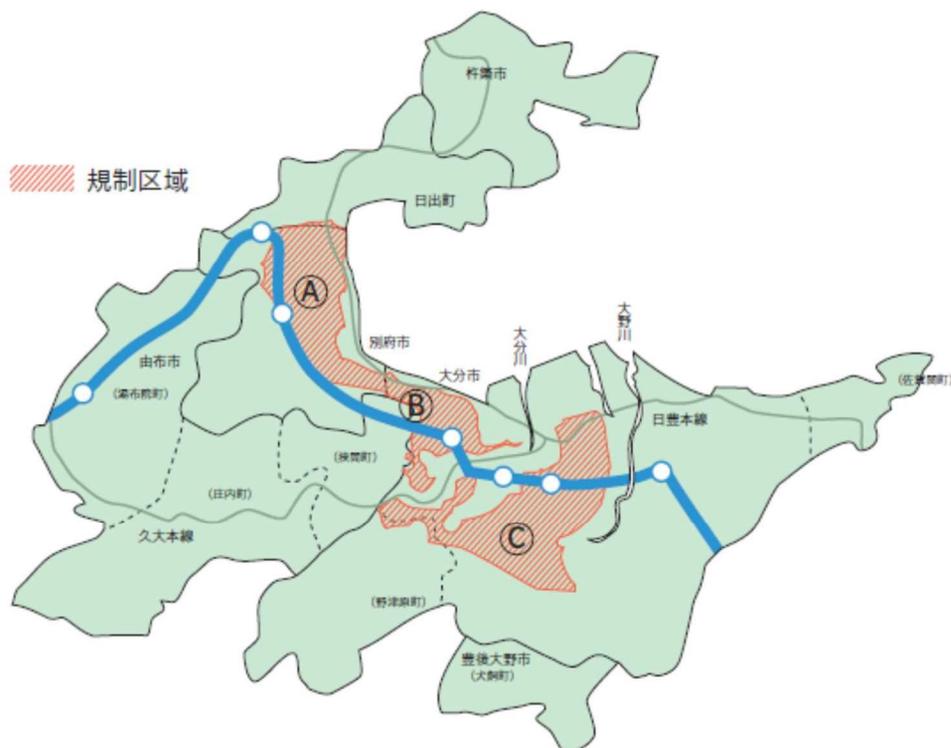
申請者

〇〇宅地造成工事の施行に伴う隣接の土地所有者との境界の確認は下記のとおりしましたので報告します。

記

隣接土地の所在地及び番地	土地所有者	境界確認	摘要
		立会年月日	

10 大分県宅地造成工事規制区域



都市計画法の開発許可制度以外に、宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある土地の区域については、大分市と別府市で「宅地造成工事規制区域」を指定しています。（昭和43年6月17日指定）

市名	規制区域		市全域面積 B	A/B×100
	面積	計 A		
別府市	1 A 4,423.4ha	4,423.4ha	12,534ha	35.3%
大分市	2 B 2,881.3ha C 7,916.9ha	10,798.2ha	50,239ha	21.5%
計		15,221.6ha		

【問合せ先】

別府市都市計画課

Tel (代)0977-21-1111

大分市開発建築指導課

Tel (代)097-534-6111

大分県都市・まちづくり推進課

Tel (代)097-536-1111

11 造成宅地防災区域

(1) 造成宅地防災区域の指定

平成18年4月1日に公布され、同年9月30日に施行された「宅地造成等規制法等の一部を改正する法律」において、新規造成工事を規制する現行の「宅地造成工事規制区域」とは別に、知事等（政令市・中核市・特例市の長を含む）は、関係市町村長の意見を聴いて、崩落等の危険のある既存の造成宅地を「造成宅地防災区域」として指定できるようになりました。

宅地造成に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（附帯する道路等を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であって次のいずれかに該当するものを造成宅地防災区域として指定することができます。

- ① 安定計算によって、地震力及び盛土の自重による盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの
- ② 切土又は盛土をした後の地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落等の事象が生じているもの

なお、平成9年4月1日から大分市は「中核市」に指定されていますので、指定権者は大分市長です。大分市以外の区域については、大分県知事が指定権者です。

大分県内において、造成宅地防災区域は指定されていません。

(2) 宅地の保全、勧告・改善命令

造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等には、災害の防止のため擁壁等の設置等の措置を講ずる責務があります。

また、知事等（知事又は大分市長）が、災害の防止のため造成宅地の所有者等に勧告や改善命令を行うことがあり、規定違反者に対する罰金懲役の規定などもあります。

§ 5 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について

平成 28 年 12 月に施行された無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）第 12 条前段の実効性を担保するため、国土交通省都市局より開発担当部長に別紙（次ページ以降）のとおり「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について」（令和 2 年 3 月 19 日付国都計第 133 号）が通知されたところです。

無電柱化に当たり道路を掘削する工事着手の 2 年前までに本工事が実施される旨の通知（事業通知書）を開発許可申請者から関係事業者へ通知を行う必要がありますので、本通知に留意しながら公共施設である道路の管理者との協議を行ってください。

国 都 計 第 1 3 3 号
令 和 2 年 3 月 1 9 日

都道府県、政令市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

平成 28 年 12 月に施行された無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。)第 12 条前段の実効性を担保するため、道路法施行規則の一部を改正する省令(平成 31 年省令第 32 号。以下「改正規則」という。)が平成 31 年 4 月 1 日に公布・施行されるとともに、国土交通省道路局より道路管理者に別紙のとおり「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成 31 年 4 月 1 日付国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号。以下「道路局通達」という。)、『道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて』の運用上の留意事項について」(平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡。以下「道路局事務連絡」という。)及び『道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き』について」(令和元年 9 月 30 日付事務連絡。以下「道路局手引き」という。)が通知されたところです。

つきましては、開発許可制度においては、下記の事項に留意の上、適切に運用いただくようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市町村(政令市、中核市及び特例市を除く。)に対して、本通知を周知願います。

なお、本通知の内容については、国土交通省道路局並びに道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者(以下「関係事業者」という。)と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 無電柱化法について

無電柱化法第 12 条前段において、関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成 15 年法律第 20 号)第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。「その他これらに類する事業」には都市計画法第 29 条の許可(以下「開発許可」という。)を受けて行う開発行為に関する

る事業も含まれると解されており、開発行為により新たに設置される道路（以下「開発道路」という。）においても無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。）が求められることとなる。

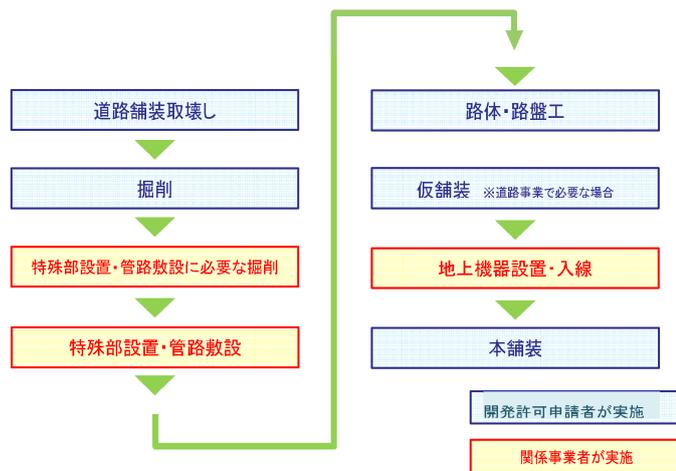
2. 開発道路における無電柱化について

開発道路が道路管理者に引き継がれる場合は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受けることとなり、変更された占用許可基準のほか、道路局通達、道路局事務連絡及び道路局手引きが適用されることとなるが、その整備主体が開発許可申請者となるため、開発許可申請者と関係事業者の役割分担及び関係事業者への通知については、以下のとおりとなる。

なお、無電柱化法の対象となる道路は道路法の適用を受ける道路に限定されているわけではなく、道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）についても、技術上困難である場所を除き無電柱化が求められることとなるが、当該困難性への該当の判断については道路法の適用を受ける開発道路に準じた取扱いとする。

(1) 道路事業に併せた道路管理者と関係事業者の役割分担については、道路局手引き 3. で示されているが、開発道路は整備主体が道路管理者ではなく開発許可申請者となるため、開発許可申請者と関係事業者の役割分担は下記のとおりとなることに留意されたい。

- ・ 関係事業者が行う無電柱化の工事のうち、開発道路の整備に必要な工事と重複する部分については開発許可申請者が整備することを基本とする。具体的な工事内容の例として、開発行為による道路の新設、改修又は修繕に必要な舗装撤去工、掘削工、路体工、路盤工、舗装工等があげられる（下図参照）。
- ・ 関係事業者が行う無電柱化の工事のうち、開発道路の整備に必要な工事と重複しない部分については関係事業者が整備することを基本とする。具体的な工事の例として、特殊部の設置、管路の敷設、地上機器の設置、入線工事等があげられる（下図参照）。
- ・ なお、工事に係る費用の負担については、当該開発道路が整備後に道路管理者が管理を引き継ぐことが決定している道路である場合にはその点も十分に考慮しつつ、開発許可申請者と関係事業者の協議により決定する。



[図 役割分担の例（開発道路の整備と重複する部分を開発許可申請者が行う場合）]

- (2) 道路局通達3.(3)のとおり、無電柱化に当たり道路を掘削する工事着手の2年前までに本工事が実施される旨の通知が必要となるが、開発道路については別紙により開発許可申請者から関係事業者へ通知を行う。

3. 開発許可権者の留意事項

- (1) 改正規則の施行により、管内地方公共団体が管理する道路の占用許可基準が変更されたため、開発許可に係る事務処理の円滑化を図る観点から、道路管理者と密接に連携をとることが望ましい。なお、公共施設管理者協議を受けた道路管理者は、道路法の適用を受ける開発道路の無電柱化に関する情報を、地方ブロック無電柱化協議会の場において共有することとなる(道路局手引き4.)。
- (2) 開発許可の事前相談の段階から、開発許可申請者に対して、上記1及び2の内容に加え、道路管理者との公共施設管理者協議を速やかに行う等、無電柱化の促進に向けた指導・情報提供を行うことが望ましい。
- 特に2.(2)の関係事業者への通知は、予備設計に着手する段階で開発許可申請者が行う必要があることに留意されたい。
- (3) 工事着手までの期間が2年未満であるため2.(2)の関係事業者への通知がなされない開発道路や、道路管理者に引き継がれない開発道路(私道)等であっても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、可能な限り無電柱化の実施がなされることが望ましいことに留意されたい。

(別紙)

(別紙)

事業通知書

年 月 日

(関係事業者) 殿

開発許可申請者 印

無電柱化の推進に関する法律第12条に規定する事業について、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 1 事業の場所 | ●●県●●市●●町●●地区 |
| 2 事業の着手予定時期 | 令和●●年●●月 |
| 3 事業の完了予定時期 | 令和●●年●●月 |
| 4 事業の概要(予定) | 延長 L=●●m、幅員 W=●●m |
| 5 事業の進捗状況(予定含む) | 令和●●年●●月 予備設計着手予定 |
| 6 その他 | 例：位置図、平面図、横断図等 関係図書、全体工程等の参考資料 |

担当部署 連絡先

〇〇会社

電話：000-000-0000